

## 令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年11月5日（火） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員  |
| 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員  |
| 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 |             |              |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について         | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 2件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出について           | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について         | 4件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について         | 8件 |
| 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について       | 1件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について        | 1件 |

### 5 開会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に  
5番、山田芳裕委員  
6番、奥山喜和子委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。  
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は3班です。時田將班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長 議長  
浅海 議長 9番、時田將班長  
時田 班長 3班の現地調査の報告をいたします。  
10月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について2件の計5件です。  
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
山田主任主事 議長  
浅海 議長 山田主任主事  
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。  
申請地は、畑1筆、面積433平方メートルです。  
転用計画は、通路用地です。  
申請理由は、申請人は隣接地に資材置場を所有していますが、進入路が狭く、現況では大型車両等の進入が困難であることから、幅員6メートルの通路を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を土留めコンクリート及び鋼板で囲うことにより隣接農地への土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の資材置場への通路として整備するものであることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自身が経営する法人から融資を受け、融資承諾書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

川村 委員

議長

浅海 議長

11番、川村誠司委員

川村 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

10月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積433平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接農地との境界部分にある既設のコンクリート土留めについて、一部未設置であったことを指摘したところ、その部分については新設するとのことでした。また、残地の農地については今後もしっかり耕作するとともに、農道は必要なくなることから、今後は農地として耕作するよう指導しました。最後に許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、畑3筆、合計面積1,403平方メートルで、審議番号2は、畑1筆、面積1,490平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は建設業を営んでいますが、借地による資材置場を利用していたところ、事業拡大等により、現在の借地では手狭になったことから、新たに資材置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。  
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として砂利敷きによる自然浸透とすることで流出を抑制するとともに、農地との境界に堰堤を設置することで、周囲への土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径500メートル以内に鉄道の駅があることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、事務所から近く利便性が良いこと、また、適当な面積であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。  
資金につきましては、自己資金、金融機関からの融資を受け、自己資金は残高証明書、融資については融資決定通知書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括して調査報告をいたします。

10月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が、畑3筆、合計面積1,403平方メートルで、審議番号2は、畑1筆、面積1,490平方メートルで、合計面積2,893平方メートルの、管理農地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農地等の残地について、今後もしっかり管理を行うよう指導しました。次に、資材置場にすることについて、近隣住民への周知は行っているか確認したところ、既に行っているとの回答でした。次に、前面道路は幅員5メートルと比較的狭いことから、工事期間中はもとより、施工後についても車両等の通行に十分注意すること、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に地目変更登記を行うよう指導しました。最後に、開発指導室より、建物等の建築が出来ないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水の直接流出がないこと、道路河川管理課より、市道への砂利等の飛散対策を取るとともに、U字溝の横断グレーチングへの布設替えを検討願いたい旨の通知があったこと、学校教育課より、工事着工前に、近隣小中学校長へ工事概要説明依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、  
審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積879平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事  
情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

浅海 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第3号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番  
号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積879平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするため  
に申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業  
従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主た  
る従事者であったことを証明することは、適当であると思われま。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議の  
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願につい  
て、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、  
審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積571平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。  
買取り申出事由は、主たる農業従事者の故障によるものです。  
買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。  
大山 委員 議長  
浅海 議長 大山貴推進委員  
大山 委員 議案第3号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番号2の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積571平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を上程いたします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページから9ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出8件の計12件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付資料の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員及び事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和元年12月12日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子